

# 墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用にあたっての 留意すべき事項

構造規格第9条では、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示することが定められ、またショックアブソーバーの見やすい箇所に、ショックアブソーバーの種類、最大の自由落下距離、使用可能な重量、落下距離を表示することが定められています。

## 1 製造者の実施事項

製造にあたっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な表示を行ってください。

## 2 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用にあたっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。

適切な表示がない製品については、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収してください。